

議案第11号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年3月2日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和54年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第5の10の項中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧																		
<p>別表第1から別表第4 略</p> <p>別表第5(第12条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th><th>略</th><th>略</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td><td>トリクロロエチレン</td><td>1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u>以下</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第6 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	略	略	略	10	トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u> 以下	略	略	略	<p>別表第1から別表第4 略</p> <p>別表第5(第12条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th><th>略</th><th>略</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td><td>トリクロロエチレン</td><td>1リットルにつき <u>0.3ミリグラム</u>以下</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第6 略</p>	略	略	略	10	トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.3ミリグラム</u> 以下	略	略	略
略	略	略																	
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u> 以下																	
略	略	略																	
略	略	略																	
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.3ミリグラム</u> 以下																	
略	略	略																	